

令和 4 年度 第 5 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和 5 年 3 月 27 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 30 分	
開催場所	松阪市役所 地下会議室	
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）） 副委員長 村田 裕（前 名城大学法科大学院教授） 委員 坂本 昇（税理士/行政書士） 委員 伊藤 久美子（三重県私学協会専務理事/法学博士） 委員 横山 賢（前 三重県建設技術センター常務理事/一級建築士）	
事務局	契約・検査担当参事 中西 契約監理課長 田中 調達担当主幹 柳川 検査指導担当主幹 大河内 検査指導係長 茨木 契約係長 中西	
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（令和 5 年 1 月から令和 5 年 3 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（横山委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 入札制度の改正について など	

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告（令和 5 年 1 月から令和 5 年 3 月分）	
	・工事の発注状況について 第 4 四半期の入札件数は総計 31 件。内訳として工事 25 件、委託 4 件、入札不調 2 件、中止なし。 契約金額は総額 13 億 1,227 万 4,700 円。内訳が工事 12 億 6,680 万 4,000 円、委託 4 千 5 百

	47 万 700 円で前年と比較し総額 6 億 1,079 万 7,000 円の増。 平均落札率は、全体で 85.05%、内訳として工事が 86.12%、委託が 78.37%。入札参加者は、全体で 6.3 社、工事 6.1 社、委託が 7.3 社。 ・指名停止措置の運用状況について この四半期における指名停止は 2 件。 ①西日本高速道路株式会社が発注した「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」において、令和 3 年 7 月 9 日に作業員が高所作業車から転落し負傷した工事関係者事故について、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく提出しなければならない労働者死傷病報告書を令和 3 年 8 月 19 日に至るまで提出しなかった。これにより、同人が労働安全衛生法違反の罪で略式起訴され、令和 4 年 12 月 22 日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。不正又は不誠実行為により令和 5 年 1 月 24 日から令和 5 年 2 月 23 日までの 1 か月指名停止の措置を講じた。 ②相手方は、建設業法第 15 条第 2 号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第 26 条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局より監督処分（指示処分及び営業停止 67 日間）を受けた。建設業法違反により令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日
--	---

	までの 6 か月の指名停止の措置を講じた。
●抽出事案の審議（横山委員抽出）	
この四半期における高落札率の案件、入札参加者が少数となった案件、低入札価格調査型の案件などについて確認したい。 事務局に説明をお願いしたい。	●入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上 入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上は今期 2 件で河川の浚渫工事。この浚渫工事は、比較的短い工期の中で、河川の断面上管理用道路に鉄板を敷くため地権者との調整などが必要になることで入札参加を控えたものと推測。また、高落札率については作業工程や工事用道路などの確保による応札者側の実行予算によるものと考えている。 ●入札参加者数 5 社以下 次に入札参加者が 5 社以下となった案件は 9 件。今期の特徴は、指名競争入札による災害復旧工事を 3 件発注。令和 3 年度の入札制度改正において、当該年度に起こった災害による本復旧工事の発注の場合において「指名競争入札」を適用している。本市の指名基準上 6 社を選定。技術者の配置が困難で辞退をされた業者がいくつかあり少数ではあったが、入札結果を確認するところ競争性は働いたと考えている。 ●低入札型について 今期の低入札型発注は 4 件。土木一式工事が 3 件、建築一式工事が 1 件。すべての案件において調査基準価格を下回り低入札調査を実施、落札者を決定、低入札価格での契約となった。落札率平均は土木一式 80.1%、建築一式は 83.2% ●総合評価落札方式について この四半期における当該方式での発注は 1 件。当該制度は、総合評価という性質上、最低制限価格を設定できない。このため、ダンピング受注の防止対策として低入札価格調査を併用することが望ましいと国からの通達もある。本市も低入札価格調査制度を併用した総合評価落

今期は年度末でもあるため発注件数は少なく、概ね適正な入札執行が行われ評価はしているが、入札不調案件のその後の経過と落札率を教えてください。 落札率としては高くはないので、結果としては良かったと思う。意見であるが同日落札制限により入札参加者の資格が無くなると今回のような随意契約に至るケースも生じる。事業の進捗が担当課としては不安になるので開札スケジュールを調整するなどの工夫も必要であると思う。 低入札価格調査で発注された松阪市立嬉野中学校校舎大規模工事（第3期）の入札結果について、3社の参加であったが応札額の開きや積算内訳書審査基準を満たさず失格と	札方式としている。 今期の総合評価での案件は「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区松阪1-3号汚水幹線外管渠工事」。入札参加業者は5社。入札の結果、調査基準価格を下回る応札があり低入札価格調査を実施。失格基準価格算出後、1社が失格基準価格未満により失格。4社の中で総合評価値の一番高い業者が落札。当該方式は、これまで入札金額が一番低く、かつ技術評価点の一番高い業者が落札となっているが、技術評価点が2番目の業者が落札となった。 ●入札不調について 入札不調は2件。「鎌田町排水路維持工事」、「四ッ又久保線舗装修繕工事」は、同日落札制限により入札参加者の資格が無くなったため不調。 設計書、仕様書等に不備等が無いか再度確認を行い、応札があった者と予定価格の範囲内で随意契約を締結した。落札率は、鎌田町排水路維持工事が90.6%、四ッ又久保線舗装修繕工事が85.9%。 建築一式工事は、見積による積算が多いと思われる。土木一式工事などと比べると積算参考資料などの公表資料が充実していないことからこのような結果になったと推測している。
---	---

なっているが建築一式工事の積算は難しいのか。 今期「第 4-102 号第一水源地 3 号井戸取水ポンプ取替工事」を発注された。昨年度も同じ案件があったが落札業者の偏りはないのか。 「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1-3 号汚水幹線外管渠工事」を総合評価落札方式で発注された理由と現場管理提案内容を確認したい。	水源管理課発注のポンプ取替工事は、令和 3 年度から数えて今回 3 基目の取替となる。入札結果を確認するがそれぞれ落札業者は違う結果である。 工事概要は、推進工事・開削工事及び取付管の推進工事である。水道管布設替工事は別発注であり、工事の工程調整が必要なこと、また、住宅街でもあり通行者や周辺住民への配慮や下水道管理設に伴う家屋等へ影響を配慮した施工が必要であるため「総合評価落札方式」で発注。このような配慮する点を入札参加者が具体的な対策を行うことに着目し安全対策や工程調整をテーマに課題提案を求めた。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委 員	事 務 局
続いて、この四半期の随意契約について対象案件を事務局から説明されたい。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	今期対象の随意契約は 32 件。新規案件について重点的に説明する。 (・・・新規案件のみ記載・・・) ① クラギ文化ホール及び農業屋コミュニティ文化センター舞台管理業務委託 舞台・照明・音響の資格をもつ計 3 名により会館の舞台操作業務を行う。貸館時はもとより、閉館時も下見対応、使用の打ち合わせ、点検、備品の整理等を実施。これまで競争入札を実施していたが、県内全ての舞台管理事業者が契約相手方である組合に加入したことから、当該業務を請け負えるのは契約相手方のみとなり随意契約を締結。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。

委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	② 嬉野ふるさと会館舞台管理業務 舞台・照明・音響の資格をもつ計３名により会館の舞台操作業務を行う。貸館時はもとより、閉館時にも下見対応、使用の打ち合わせ、点検、備品の整理等を実施している。 これまで競争入札を実施していたが、県内全ての舞台管理事業者が契約相手方である組合に加入したことから、当該業務を請け負えるのは契約相手方のみとなり随意契約を締結。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 	③ 英語コミュニケーション力向上推進事業に係る外国語指導助手（ALT）派遣業務 松阪市ではグローバル教育の充実を図るため、外国語指導助手（Assistant Language Teacher 以下「ALT」という）を各小中学校に派遣している。ALT を小中学校に派遣して、教員と連携・協力し、本市の目指すグローバル教育の業務を遂行することができる事業者を公募型プロポーザルにより募集開始、令和 5 年 1 月 13 日にプロポーザルを実施。ALT の管理体制・危機管理体制や採用及び研修体制、教員に対する支援体制等が充実し、本事業の遂行をなし得る契約候補者であることから、当該業者と随意契約を締結。適用条項は自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号。
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	④ スタディサプリ小学・中学講座自治体使用契約 コロナ禍における学びの保障として、市内小中学生のタブレット端末にオンデマンド型授業動画配信サービスを導入するもの。当該サービスは、小学生～高校生までの学習コンテンツが、単元別に 10 分～15 分程度の動画にまとめられており、基礎学習の定着や授業の振り返りが家庭学習にて行える点が最大のメリットであ

	ったため随意契約を締結。適用条項は自治令第167条の2第1項第2号。
●その他	
ランダム係数が高くなるといくつかの応札が最低制限価格を下回る事象が発生した案件がいくつかあった。今回の改正で廃止となるので改善されると思っている。 また、本市の入札・契約業務において、課題を明確にしながら随時柔軟に改正をされているところであるが、改正による入札結果等に注視し、適正な業務遂行を期待します。	●入札制度の改正について ・建設工事等のランダム係数の廃止について ・低入札価格調査制度の改正について ・総合評価落札方式に適用する、低入札価格調査制度における失格基準価格及び積算内訳書審査基準算定式の改定について ・建設工事の最低制限価格の算定式の改定について ●令和4年度の意見具申について 今年度審議した内容を踏まえて、令和4年度の意見書を取りまとめていく。あらためて臨時会を開催させていただくのでお願いしたい。